

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和5年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法等の法令に従い、登記情報や現地調査による情報等に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、固定資産税・都市計画税を計算し、固定資産課税台帳(土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳)に登録されている納税義務者に対して賦課する。・納税義務者からの申請に基づき、固定資産税・都市計画税情報から証明書等を交付する。 <p>【処理の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none">①法務局等から、登記情報等を取得する。②総務大臣が定めた固定資産評価基準により現地調査を行って固定資産を評価し、評価情報を固定資産税システムに入力する。③評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け賦課情報を作成する。④住民登録がない納税義務者等に対する氏名・住所等の最新情報を庁内基本情報連携システム経由で取得する。⑤天災その他特別の事情による固定資産の減免、貧困等による扶助を受ける者に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。⑥市外在住の生活保護情報はMICJET番号連携サーバー経由で取得する。⑦固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者へ納税通知書により税額を通知する。⑧固定資産税システムで作成された賦課情報を滞納管理システムへ移転する。⑨縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。⑩申請に基づき、固定資産税・都市計画税に係る各種証明書等を交付する。
③システムの名称	固定資産税システム、固定資産評価システム、滞納管理システム、MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税(土地家屋)賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈別表第二における情報提供の根拠〉 ・該当なし 〈別表第二における情報照会の根拠〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
地方税電子化協議会、総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市総務部資産税課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-74-5462

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 井上 邦男	資産税課長 金子 勝仁	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	5 評価実施期間における担当部署 ②	資産税課長 金子 勝仁	資産税課長	事後	様式変更
平成30年6月29日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	組織改編
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4867	事後	電話番号修正
令和1年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	TEL0463-94-4711	TEL0463-74-5462	事後	電話番号修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 【処理の流れ】 ④	住宅登録がない納税義務者等に対する氏名・住所等の最新情報を庁内基本情報連携システム経由で取得する。	住民登録がない納税義務者等に対する氏名・住所等の最新情報を庁内基本情報連携システム経由で取得する。	事後	誤字修正
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正